

標記、件別紙、通閣議決定相成候條

昭和十七年度第四四半期石炭配當著減
半措置一件

各省大臣宛

內閣書記官長

昭和十八年一月七日

卷一

閏甲第
四號
大英一月廿八日
大英一月七日有
年月

命、依リ通牒ニ及ヒ候

閣印第

四 號

起案 昭和十八年一月六日

閣議 昭和十八年一月七日

施行 昭和十八年一月八日

印

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内務大臣

内閣書記官長

内閣書記官

大藏大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍大臣

内閣書記官長

内閣書記官

別紙企畫院總裁上申

昭和十七年度第四四半期石炭配當
著減ニ伴フ措置ノ件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十八年一月七日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十八年一月六日上申（企畫院上申）昭和
十七年度第四・四半期石炭配當著減
ニ伴フ措置ノ件上申ノ通閣議決定
相成候

内閣

企畫院上申第一號

昭和十八年一月六日

企畫院總裁 鈴木貞

内閣總理大臣 東條英機 殿

昭和十七年度第四・四半期石炭配當著減ニ伴フ措置ノ件

首題ノ件ニ關シ別冊ノ通り閣議決定相成様致度此段及

上申候

昭和十七年度第四回牛乳石炭配當著減二件措置ノ件

(昭一八一四
企議院)

昭和十七年度第四回牛乳石炭配當著減二件措置ノ件
於ケル本州四國地方ノ石炭配當量ハ海上輸送力、著減ニ伴ヒ陸運轉移其ノ地各處、手段ヲ講シ極力其ノ確保ニ努メルモ約八五〇万噸トナルヘシ

右配當量ハ第三四半期ニ比シ約一〇〇万噸、減ニシテ且此ノ状態ハ相當長期ニ亘ル見込ナルニ依リ綜合戦力強化ノ觀點ニ立脚シテ差當リ左措置ヲ講ズ

直接軍需生産力維持增强ノ優先確保ニ努メ且ツ國民戰時生活、最低限ヲ保持スル方針、下ニ別冊「昭和十七年度第四回牛乳石炭配當著減ニ關スル件」及「昭和十七年度第四回牛乳石炭配當標準」ニ據リ重點的集中配當ヲ爲ス

右、結果企業、休止ヲ命スル必要ヲ生シタル場合(別途閣定ス)

ハ差當リ之ニ對シ國家ニ於テ其ノ金融、勞務等ニ關シ神速ナル救

濟措置等ヲ講ス、又休止ヲ命セサル場合ニ於テモ企業、事實上、

休止狀態ヲ生起スヘキヲ豫想セラルヲ以テ該事態ニ關シ政府ハ

各般、措置ニ付準算十キロ期スル尙未有矣。其量、減少其泡海上戰力、甚大強化シテ、又文句無、極的ニ解消整備シ速力ニ綜合戰力、擴大、併ニ爲原裝再編成

計画及方策、確定ス

右計画及方策ハ昭和十八年度物動計畫案トモ附聯シ一月末迄二箇定スルモノトス

本件ニ關聯スル事項ニ付キテハ特ニ各廳間及地方廳トノ連絡ヲ密ニシ事態ニ伴フ動向ニ對シ行政廳、措置ニ違算十キロ期スル

コト

昭和十七年度第四四半期 石炭需給ニ關スル件			
企 畫 院	一連番號 四	企計物A〇九〇號	昭和十八年一月四日

目次

一、計画要領

二、實施要領

次

六、計画要領

(一) 供給力ハ生産及輸送、兩面ニ亘リ之ガ可能ナル見込量ヲ計上ス

ルノ方針ニ依リ特ニ需給逼迫ノ程度シキ本州・四國地區ニ在リテ

ハ生産ハ計量、全量ヲ揚上シ輸送ハ汽船輸送ヲ極力本州・四國地區ニ集中スルノ方針ヲ採リ鐵道輸送、機帆船輸送ト共ニ計量、

全部ヲ計上ス

(二) 産業別配炭ニ付テハ北海道地區ハ供給過剩ノ狀況ニ照シ需要量、
全額ヲ割當スルノ方針トシ九州地區ニ在リテハ現行配炭ニ對シ

増産ニ依ル配當増ヲ重點的ニ實施スルコトトシ本州四國地區ニ在リテハ現行割當量約九百五十万噸ヨリ約百万噸削減ヲ爲サザルヲ得サル狀況ニ對シ戰爭遂行力維持強化ヲ圖ルノ根本方針ニ依リ當面最少限度ニ必要ナル軍需ノ供給、輸送力維持、國民戰時生活、最低限維持ヲ優先確保スル、遠旨ヲ以テ概木左ニ依リ重點配炭ヲ計畫ス

第一種 鐵鋼、鑛山精鍊、造船造機、金屬工業、輕金屬、電極、硫安、硝酸メタノール、火薬、瓦斯、コークス、鐵道用、特殊用（直接軍需）、船焚、電力

第二種 セメント、耐火煉瓦、有機合成力一パイド、過磷酸石灰及化成肥料、醫藥品、ゴム、皮革、曹達工業、油脂及加工業、食糧品（味噌醬油以外、釀造飲料ヲ除ク）ビツチ煉炭、液體燃料、私鐵

第三種 石灰、硝子、製陶、織維工業、釀造飲料（味噌醬油ヲ除ク）、豆炭、孔明炭、煉瓦、其ノ他

二、實施要領

(一) 配給及消費關係

北海道ニ於テハ貯炭増大、傾向ニアルヲ以テ需要者ヲシテ本期中ニ極力十八年度分繰上受入レニ協力セシムルコト

九州ハ增産及輸送減チ考慮シ下期規正ヲ緩和シ必要ニ應ジ隨時追加配炭ヲ實施スルコト

本州、四國ハ左、要領ニ依リ規正ヲ斷行スルコト
(1) 直接軍需、貯炭ヲ一ヶ月以内ニ止ムルコトヲ原則トシ、民間

軍需工場、石炭不足ニ對シテハ直接軍需炭ノ融通ヲ爲サザルコト

ト

(2) 発生炉用炭(中塊)ノ特ニ不足ナルノ現況ニ鑑ミ之ガ需要ヲ極力雜炭ニ振替フルコト

(3) 特殊バンカーコー炭ハ塊粉率三〇%、發熱量兵〇〇〇〇カロリー以上ニ適正炭トスルコト

(4) 發註軍需品ノ緩急順位ニ基キ一部中止又ハ繰延ヲ行フコト

(5) 鐵道用ハ重要物資、陸運轉移等輸送力增强、爲重點配炭シ旅客列車ノ急速整理ヲ斷行スルコト

(6) 各省官需中煖房用ハ特殊トシキヤ除キ其ノ使用ヲ禁限スル

極力制限

コト

(7) 一般民需、大口産業ニ付テハ生産能率、製品ノ良否、製品配給、難易等ヲ考慮シ配炭ニ重點工場ニ集中スルト共ニ操業維持

工場ト休止工場トニ産業別、個別のニ決定スルコト

(8) 小口産業ニ對スル規定正甚シキ實情ニ鑑ミ之ガ配炭ノ適正ニ期スルコト

(9) 暖房浴場用炭ハ原則トシテ之ニ一定力口リー以下ノ石炭ニ

限定スルト共ニ特定ノ地域内乃至特殊ノ場合ヲ除キ暖房用ノ使

金貨往來及支用一極力制限

スルコト

(10) 状況ニ依リ不急手持石炭ノ回収範用ヲ圖ルコト

(11) 生産及輸送關係

(1) 地方別、炭田別ニ徹底的重點生產ヲ圖ルコト

(1) 常磐、山口及筑豊、三炭田ニ最重點炭田トシテ生產ニ全力

ニ傾注スルコト

(1) 西九州及北九州炭田(筑豊炭田ヲ除ク)ノ增産ハ右ニ準ズ

ルコト

(1) 北海道炭田ハ出炭制限ノ方針ヲ採リ原料炭、發生炉用炭ノ

産出炭礦ノ維持培養ニ努ムルコト

(2) 陸送ハ本州及九州三炭田ニツキ重點出炭ノ方針ナルニ即應シ

貨車送炭ニ全力ヲ傾注スルコト

(3) 海送ハ特に九州炭、機帆船輸送ニ付適時適處ノ配船ニ努ムル

尙機帆船ノ統制運營方式ヲ速ニ強化確立スルコト

(4) 炭種銘柄ノ單純化ヲ更ニ強行シ輸送力ノ增强ニ資スルコト、

且ツ個別のニ措置スルコト

(1) 石炭、高度規正ノ下ニ於テ物的戰力、造出ヲ極力維持培養スルタメ之ガ實施ニ關シ生産、輸送、配給、消費ノ全部面ニ亘リ重點

昭和十七年度第四四半期石炭配當標準

企計S物A〇八六號

一連番號

昭和十八年一月二日

企 計 院

目 次	
第一表	第四回 半期汽船瀆石炭地域別配當實施標準
第二表	下半期内地石炭需給標準
第三表	第三回 半期内地石炭地域別需給實績見込
第四表	第四回 半期内地石炭地域別需給標準
第五表	第四回 半期本州四國産業別石炭配當標準
第六表	第四回 半期本州四國山口産業別石炭配當標準
第七表	第四回 半期本州四國産業別追加配當標準
第八表	下半期北海道、九州地方石炭用途別配當標準

別配當實施標準

(單位 千噸)

臺灣			南支			計				
二月	三月	計	一月	二月	三月	一月	二月	三月	計	
			600	558	515	1,673				
			75	60	45	180				
			60	50	45	155				
			10	10	10	30	35	30	95	
						60	60	55	175	
						(20)	(20)	(20)	(60)	
						400	360	320	1,080	
						2	20	20	60	
						(20)	(20)	(20)	(60)	
			2	10	10	10	1250	1188	1050	5418

鮮向(每月約20朝鮮鐵道用)八滿洲置籍船

卷二

丁巳夏內地石版影印草

第四四半期汽船積石炭地圖

地 區	內 地	朝 鮮			計			
		一月	二月	三月				
海道炭		600	558	515	1673			
州炭		70	55	40	165	5	5	15
鮮炭		60	50	45	155			
灣炭		25	20	20	65			
洲炭		60	60	55	175			
支炭		400	360	320	1080	(20)	(20)	(60)
印炭(C船)		18	20	20	58			
計		1238	1123	1015	3371	5	5	15

三

朝ノス
炭慮同考ニ
大支置北措
卽字敷ノ
他ノ
其ナル
内瓢括印
切滴八又

三

四生類內地石虎虎斑別需織寶綠(見込)

卷之三

備考——機帆船其八仙、寶綫見返チ計上セリ
曰　期末時炭八坑所、港頭、市場（北海道ハ沿線時炭ヲ含ム）
時炭トス

	(A) 下期計量	(B) 配當量	規正率	規正率對改訂配當案 A	規正率對改訂配當案 B
製鐵	九七	八三	一五	七二	七二
鑄山	二一	一五	三〇	四四	四〇
精鋼	一一	一一	三二	一九	一九
造船造機金屬工業	三一三	二一三	三〇	一一	一〇
織繩	一七五	七八	三五	六五	六五
化學	四二七	二二〇	一三七	八六	八三
織絲	五三八	二二三	九三	五八	五八
化學	二九〇	一一一	四二	三〇	三〇
製鹽	三五	二六	四二	二七	二七
瓦斯	一	一	三〇	三〇	三〇
製糖	一	一	三〇	三〇	三〇
煉炭	一	一	一	一	一

第六表

第四回 半島本州四國小口通商別石炭附當標準

單位一千種

備考 北海道製鐵用北支炭一〇〇千噸減ニ對シテハ大夕張炭

以外、粘結炭ヲ以テ補填ス

官需鐵道用炭中關釜連絡船焚炭三四千噸ハ九州地域ニ

テ充當スルモノトス

(單位 千噸)

二 小 口 產 乘

食 料 品 工 業

方 司 設 鋼 道

私 發 生 爐 指 定 口

合 計

四三

四六

二六

三三

一四八

追加(精麥、煤粉乳、味噌、醬油等)

用一

三、右大口及小口產業追加合計三四〇千噸ハ一縣本州四國ニ於ケル
城所港頭貯炭三五〇千噸ヲ以テ充當スルモノトシ尙海上輸送運航
能率增加等ニ依リ極力本州四國地方石炭之供給力增加ニ努力スル

モ、トス

第九表 下半期北海道、九州地方石炭用途別配當標準

大分類

北海道

現行配當額

九

(單位 千噸)

細分類

北海道

增加額

九

(單位 千噸)

特種鋼材銑

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

製鐵

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

金屬船、工裝業機

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

鐵山精鍊

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

金一輸航器

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

金屬般送空工機機

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

金一輸航器

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

業

計

金一輸航器

北海道

配當額

九

(單位 千噸)

金一輸航器

北海道

備考
九州地區ニ於テハ現行規正ニ對シ其ノ後併給力増加ノ如キ
千越增一ノ見込ニテ追加セリ
化海道地圖ハ無類正ナリ

北海道地區八無類正十一月

別紙
緊急物價對策要綱

2

閣第四五號

起昭和十八年二月八日決議

施昭和十八年二月十日

可昭和十八年二月十一日

行昭和十八年二月十二日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

海軍大臣

内閣書記官

内務大臣

司法大臣

内閣書記官

大藏大臣

文部大臣

内閣書記官

陸軍大臣

農林大臣

内閣書記官

大藏大臣

鐵道大臣

内閣書記官

大藏大臣

厚生大臣

内閣書記官

三